○内閣府令第九号
国土交通省令第十

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）第四条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号記載上の注意１．を次のように改める。

１．一般的事項

(1)　２．から７．により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

(2)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号記載上の注意１．に次のように加える。

(4)　基盤的サービス維持計画に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府
国土交通省令第十号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊞」を削る。

別記様式第三号中「㊞」及び記載要領３①を削り、記載要領３②を記載要領３とする。

別記様式第四号から別記様式第七号までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第十号中「㊞」を削り、「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

別記様式第十一号中「金融庁長官
国土交通大臣　殿」を「財務（支）局長
地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿」に改め、「㊞」を削り、「平成　年度」を「　年度」に、「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

別記様式第十二号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

別記様式第十三号中「㊞」を削る。

別記様式第十四号中「㊞」及び記載要領３①を削り、記載要領３②を記載要領３とする。

別記様式第十五号から別記様式第十七号まで及び別記様式第十九号から別記様式第二十二号までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第二十三号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

別記様式第二十四号から別記様式第二十七号までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府
国土交通省令第十一号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十八条の規定に基づき、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式中備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。